

質 疑 応 答 書

業務名

平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	説明書 2 頁 5 (3) ア「実施体制」 ウ「従事予定者の 経験等」	従事予定者の記載は、管理技術者と主担当者の 2 名ですか。3 名以上記載してもよろしいですか。	本業務は建設コンサルタント業務ではないため、管理技術者を定めることとしておりません。 従事予定者については、3 名以上記載しても構いません。
②	仕様書 2 頁 4 (1)オ「実施体制」	全体ファシリテーターを従事予定者とする、管理技術者・主担当者と重複します。全体ファシリテーターは従事予定者とは別の担当者として考える必要がありますか。人物や実績が管理技術者・主担当者と重複してもよろしいですか。	人物や実績が、管理技術者又は主任担当者と重複しても構いません。 ファシリテーターについては、学識経験者や、官公庁等が行った市民参加型の WS での経験実績がある者としてください。
③	仕様書 1 頁 2 業務の概要	平和大通り公園として、鶴見橋～緑大橋までの全区間を対象として、利活用のルールや、多様な担い手との継続的な意見交換の場の設置を検討するのでしょうか。 それとも C,D ブロックを対象として検討するのでしょうか。	中区内の平和大通り緑地部分のうち、駅前通りから鯉城通りまでの区域を対象として検討してください。
④	説明書 1 頁 3 (1) 「提出書類」	現在広島市内に登記のない法人でも参加可能でしょうか。 提出書類のイ 広島市税の納税証明書が提出できません。現在登記している市町村での証明書があれば良いでしょうか。	広島市税の納税証明書に代えて、申立書を提出してください。 (当該業務の案件情報ページに様式を掲載しています。)
⑤	仕様書 1 頁 2 業務の概要	『令和 6 年 3 月に取りまとめた「平和大通り公園(仮称)の利活用のためのルール(素案)」』とありますが、これは現在広島市のホーム	掲載しておりません。 希望者へ、5 月上旬ごろに資料を送付する予定です。

		ページ等に掲載されている でしょうか？ 掲載されているのであれば、その場所を教えてください だければと思います。	
--	--	---	--

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなします。質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。